

引用式並列独立請求項の技術的範囲解釈

～最高人民法院による並列独立請求項の解釈～

中国知的財産権訴訟判例解説（第19回）

ハルビン工業大学星河実業有限公司
再審申請人（一審原告、二審被上訴人）

v.

江蘇潤德管業有限公司
再審被申請人（一審被告、二審上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

特許請求の範囲の記載方式として独立請求項と従属請求項とが存在し、発明の単一性を満たすのであれば、複数の独立請求項を一の特許出願に含めることができる（専利法第31条）。ここで、一出願内に含まれる複数の独立請求項は並列独立請求項と呼ばれる。

並列独立請求項は従属請求項ではないが、その前に存在する他の独立請求項を引用することができる。このように並列独立請求項が、他の独立請求項を引用している場合に、他の独立請求項の記載内容により、並列独立請求項の権利範囲が限定解釈されるか否かが問題となった。

本事件において、最高人民法院は、並列独立請求項は従属請求項ではなく独立した請求項であるとしながらも、引用された独立請求項が当該並列独立請求項の技術方案または保護主体に対し、実質的な影響を及ぼす場合は、引用する独立請求項の記載内容をも考慮して、並列独立請求項の権利範囲を解釈しなければならないとした¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

ハルビン工業大学星河実業有限公司（原告）は2005年7月7日スチール帯増強プラスチック排水水道管、その製造方法及び装置と称する発明特許出願を行った。出願番号はZL200510082911.4（以下、911特許という）である。実体審査を経て2006年3月8日特許が成立した。参考図1は

1 最高人民法院2013年12月30日判決（2013）民申字第790号